「法の支配」と「人の支配」――カントにおける「法則」理解とその批判を手掛かりに

報告：桐原隆弘（下関市立大学）

司会：杉田孝夫（お茶の水女子大学）

　本報告においては、アルバート・ヴェン・ダイシーの「法の支配（rule of law）」に結実するまでの英仏の法思想の展開をふまえて、ドイツにおけるヴェーバーの支配の三類型（カリスマ的・伝統的・合法的）をドイツ版「法の支配」としての「法治国家（Rechtsstaat）」にむけての取り組みの一環としてとらえ、かつ戦後においてヴェーバーを批判的に継承したハーバーマスによる手続き正義論に基づく「法治国家の討議理論」を念頭に、カントの「法則（Gesetz）」理解をドイツ版「法の支配」の一つの典型的表現とした。自-律すなわち自己立法に基づきつつも正当な外的強制を伴う法理的法則（juridisches Gesetz）と、外的強制なくして人間性の権利を実現することを目指す倫理的法則（ethisches Gesetz）とからなるこの構想を、本発表では「人間的生の存立構造としての法則」と称した。

イギリスの政治学者リチャード・ベラミーは、法の支配（ないし「法治主義」）が官僚主義的形骸化・空洞化を招く事態を防ぐためには、市民的徳（civic virtue）の担い手たちが相互統治によって自覚的に法・権利を実践していくことが不可欠だと主張し、法の支配の前提のもとで、「人の支配（rule of persons）」が法の支配を補完するという見通しを語っている。この補完のための哲学的基礎を、本発表ではシェーラーのカント形式主義批判（「理律」ではなく真の意味での「人格の自律」）に探り、また、アドルノにおける法則と衡平（Billigkeit）との関係への言及にも触れ、カントにおける「二段構え」の理論構築の意義を明らかにしようとした。

（質問１）

報告原稿中、カントに関する第3節とアドルノのカント批判に対する検討でもってまとめれば、「法則と衡平」という観点からの主題がコンパクトにより際立ったかたちになり、学会報告としてのサイズとしても適正だったのではないかとのご指摘をいただいた。回答としては、ご指摘・ご提案はもっともであり、第3節のカントと、第5節とくにアドルノのカント批判を中心にまとめれば、論点がより明確になったかもしれないとお答えした。

　なお、アドルノのアリストテレス「衡平」概念への言及の意図は、カント的意味での「法の支配」が柔軟さを欠いた規則どおりの振舞いにつながりかねないという懸念から、（「人の支配」ではないとしても）特殊な状況やパーソナリティに即した柔軟な対応にも余地を与えるべきだと指摘することにあった。しかしカント自身は、法廷の場では権利義務関係を明確にし、白黒をはっきりさせなければならないと考えていた一方で、法廷の外、「良心の法廷」においてはかならずしも法に字義どおりに縛られない、柔軟な対応も可能（もしくは必要）だと考えていたと思われる。そこで「法と倫理」の区別が重要になってくる。この点にも触れたうえで、論考全体の構成については再考の必要があるともお答えした。

（質問２）

アドルノがアリストテレスの「衡平」を引いてカント批判をしている点に関して、報告者はカントにおいてもアリストテレス的モメントがあることに言及しているが、これはカントにおいてアリストテレスが、ライプニッツーヴォルフにおけるアリストテレス受容をひそかに引き継いだ形で生きていることを意味するものと推測されるが、この点についてどのように考えるか、とのご質問をいただいた。

回答として、おおむねそう考えるとしたうえで、以下のようにコメントした。まず、カントの「無制約に善と見なされうるもの」としての「善意志」への言及は、気質や境遇・天分といった内的・外的ないわば「徳/卓越性（アレテー）」というアリストテレス的立場からの決別を意味する。アリストテレスは正義を、勇気、節制、思慮等とならぶ諸徳の一つとして扱っており、またポリスにおいては「友愛（フィリア）」が正義よりも重要であるとも述べている（『ニコマコス倫理学』）。「衡平（エピエイケイア）」と「正義」との関係を見ても、徳論全体のなかでの位置づけとしては、正義の杓子定規に拘泥しない、時宜に応じた思慮深く柔軟な対応こそがむしろ中心的意義をもつのではないかとすら思われる。

　これに対し、カントの場合はやはり、正義は諸徳と並び立つ地位にとどまらず、「善意志」を出発点に展開される、私欲（私的幸福）を超えた意志の普遍的立場（格率の普遍化、人格の尊厳、人間性の権利；総じて、普遍的幸福・最高善）の一表現として、中核的な位置を正義が占めると考えられる。その際、まずは法的正義が最低限の完全義務として課され（「法論（Rechtslehre）」）、これを基盤として、人間性を伸ばしていく個々人の自由な創意工夫・自己完成の努力が、「徳論（Tugendlehre）」の課題となっている。こうした二段構えの理論構築がカントの主眼であるとすれば、アドルノがカントのリーガリズム的要素を、あるいはハーバーマスがカントにおける「法の道徳化」を非難するのは、カント本来の意図の一面的理解に基づくものだということになる。

　そこであらためてアリストテレスの論理構成に目を向けると、「友愛/衡平」を基盤とし「正義」を二次的重要性を持つに過ぎないとする彼の見解に対し、カントがこの二段構えの論理構成を逆転させて、「正義」を基盤とし、最低限の権利義務が確保されている状況のもとで各人の創意工夫により「人間性」を実現・発展させる（だがそれは自己努力という意味でも他者援助という意味でもともに「不完全義務」にとどまる；各人の自己決定に委ねられる）という構想となっていると解釈できるように思われる。一般に言うアリストテレス「徳論」とカント「義務論」との相違とは実は、倫理と法との二段構えという両者の共通項についての解釈の相違だと理解することができるのではないか。